

さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、市内の認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者（以下「対象保育従事者」という。）の保育士資格取得を支援することにより、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、もって子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
- (2) 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるものが構成する認可外保育施設
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所
- (4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象者は、対象保育従事者を雇用する対象施設の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第4条 この補助金の補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象としない。

- (1) 養成施設（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。以下同じ。）の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料をいう。以下同じ。）

- (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。以下同じ。）
 - (3) 前2号に掲げる経費の消費税
 - (4) 代替保育従事者雇上費（対象保育従事者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者に係る雇上費をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては対象経費としない。
- (1) その他検定試験の受験料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 補講費
 - (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (6) 学債等将来対象保育従事者に対して還付が予定されている費用
 - (7) 受講のための交通費
 - (8) パソコン、タブレット等の器材等に係る費用
 - (9) クレジット会社に対する分割払い手数料又は金利
 - (10) 補助対象者が第6条の規定による申請を行う時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料
- 3 この補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業実施計画書の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に次に掲げる添付書類を添えて、対象保育従事者の受講開始日（養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日をいう。）の属する年度において市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、計画書とともに提出できない場合は、別途指定する日までに提出するものとする。

- (1) 対象保育従事者を雇用していることを確認できる書類
 - (2) 養成施設に対象保育従事者が在学していることが確認できる書類
- 2 市長は、前項の計画書が提出されたときは、その内容を審査し、その適否を補助対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第6条 前条の規定により計画書を提出した補助対象者は、市長にさいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる添付書類を添えて提出しなければならない。

- (1) さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第3号）
- (2) 対象保育従事者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類の写し
- (3) 養成施設の長が対象経費について発行した領収書、養成施設に対し振込を

行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）又はクレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）

- (4) 対象保育従事者の保育士証の写し（当該交付年度の3月15日までに保育士証が交付されない場合にあっては、卒業することが見込まれる旨の養成施設の長による指定保育士養成施設卒業証明書又は保育士養成課程修了証明書の写し。この場合、補助事業者は保育士証交付後、速やかにその写しを提出すること。）
- (5) 対象保育従事者の代替として雇用した保育士又は保育従事者が対象施設に勤務していたことが確認できる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（領収証等）

第7条 前条第3号に規定する領収書、振込証明書類又はクレジット契約証明書（この条において「領収書等」という。）には、次の事項が記載され、又は押印されていなければならない。

- (1) 養成施設の名称
 - (2) 支払者名
 - (3) 領収額又はクレジット契約額
 - (4) 領収額又はクレジット契約額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
 - (5) 領収日又はクレジット契約日
 - (6) 領収印
- 3 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。
- 4 補助事業者が対象経費を負担することとする。ただし、補助事業者と対象保育従事者がお互いの協議のもと、対象保育従事者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

（交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地施設調査等により補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（対象保育従事者の資格取得）

第9条 対象保育従事者は、養成施設での受講により保育士資格を取得するものとする。

2 幼稚園教諭免許状を有する対象保育従事者であって、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めずに養成施設を卒業したものは、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修するこ

とで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得することもできるものとする。

(補助事業の変更)

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた事業に変更が生じた場合は、速やかに市長にその旨を文書にて報告し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業終了後に市長にさいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(確定通知)

第12条 市長は第11条に規定する報告書の提出を受けたときは、報告内容を審査した上で補助金額を確定し、補助事業者に対して、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定により、確定通知を受けた補助事業者は、市長に対しさいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金請求書（様式第7号）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(対象施設での勤務期間)

第14条 対象保育従事者は、保育士資格取得後、対象施設において1年以上勤務しなければならない。ただし、勤務期間1年未満で対象施設等を退職した場合、対象施設等を経由して市長に文書にて理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、対象保育従事者が保育士資格取得後、対象施設に勤務を開始した日から起算して1年後の属する月の末日までに、対象保育者に係る次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務開始後1年間の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 勤務開始後1年間の賃金台帳の写し

(対象保育従事者の責務)

第15条 対象保育従事者は、保育士資格取得後、対象施設において3年間勤務するように努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定

を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を変更し、又は取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（調査）

第19条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助事業者に対し、事業内容についての報告を求め、又は現地施設等を調査することができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 （平成25年11月1日 子保幼第001536号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成25年度以後の事業について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成27年3月31日までに事業実施計画書を提出し採択された者においては、「埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱」に基づき交付するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先

注

さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書

① 施設名			
② 住所	(〒 -)		電話番号 () -
③ 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
④ 養成施設名			
⑤ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥ 保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面接授業	日、合計 日
⑦ 受講に要する費用	入学料	円、受講料	円、合計 円
⑧ 保育士修学資金貸付事業等 類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等類似事業の補助を 受けている ・ 受けていない		
⑨ 代替保育士等の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
(備考)			

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先

注

さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、事業実施を証する書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 関係書類（事業実施を証する書類： ）
- 3 その他（ ）

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先

注

さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業完了報告書

① 施設名			
② 住所	(〒 -)	電話番号 () -	
③ 受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
④ 養成施設名			
⑤ 受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥ 保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦ 受講に要した費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑧ 代替保育士等の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨ 代替保育士等の雇上期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
(備考)			

第 年 月 日
号

様

さいたま市長



さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付の条件

この補助金は、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）によるほか、次によるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) この補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管して置かなければならない。
- (5) 補助事業者が（1）から（4）により附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先

注

さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知を受けたさいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業が完了したので、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 関係書類（事業実績を証する書類： ）
- 2 その他
（ ）

様式第6号（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

さいたま市長



さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知をしたさいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金については、年 月 日付で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 支払方法

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先

注

さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金請求書

年 月 日付第 号で交付額が確定した、さいたま市認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

請 求 額 金 円

※ 補助金の口座振込金融機関名

金融機関名	本・支店名	口座番号	口座名義
		当座・普通	フリガナ